資料2-4

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第６次）（案）」 に関する意見募集の結果について

令和６年９月６日
こども家庭庁成育局安全対策課

令和６年７月 23 日から同年８月８日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて国民の皆様から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第６次）（案）」に関する意見募集を行ったところ、359 件 （匿名意見があったため、意見提出者数は不明。）の御意見が寄せられました。主な御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します（取りまとめの都合上、御意見は適宜要約及び集約していますので、上記意見の数は一致しません。）。

なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったことなどから取り上げていない御意見についても、関係省庁に共有の上、今後の執務の参考とさせていただきます。

皆様の御協力に深くお礼申し上げます。

御意見	御意見に対する考え方
第１の３③　青少年の利用を前提とした施策の推進	
規制や検閲によるものではなく義務教育の充実によって、青少年がインターネットを使いこなせるように国が支援すべき。	第２の１(1)　青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進の項目等にあるとおり、引き続き各学校等における取組を推進してまいります。
生成AIに関する大人側のリテラシーが追いついていない状態で、未成年に対して利活用を推進すべきではない。	御意見として承ります。 第１の２(2)保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施に沿って、引き続き保護者に対する啓発活動の実施・支援に努めてまいります。
第１の３⑥　有害性の判断への行政の不干渉	
不干渉であることは国民の自由を守る上で重要な素晴らしい考え方であるが、以降の記載では行政による干渉を伴わざるをえない箇所もあるように見えるため、「法に反しない限りにおいて」と追記すべき。	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の解説においても、いかなる情報が青少年有害情報であるかについて、政府等が個別にその該当性を判断することはなく、事業者や保護者に委ねられている旨が記載されています。 （御参考：解説） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f71e3886-64d9-4781-9d3a-0d2f07332b82/f97ebf02/policies_youth_kankyou_internet_torikumi_hourei_doc_04.pdf
これらの方針・考え方の根底にあるのは「性善説」「迂遠な回避」であり、今までの事例を鑑みても、心許ないように思われる。	御意見として承ります。
青少年有害情報を民間が設定するのであれば、一方的な設定による不利益発生のリスクを考える必要があるため、異議申し立てが可能かつ、公正な判断を下せるよう司法が介入できるシステム作りが必要。	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び本計画は、当事者間における民事訴訟を妨げるものではないため、御意見として承ります。
第１の２(2)　保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施	
青少年に対するメディアリテラシー教育と並行し、適切にペアレンタルコントロールが行われるように保護者に対しても、教育や問題点の周知をしていくことが必要。	第２の１(2)　学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進や、第２の３(1)ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進の項目等にあるとおり、引き続き啓発活動に努めてまいります。
親との関係に左右されてしまうリスクを排除しきれないペアレンタルコントロールよりもフィルタリングによる全体的な青少年保護を優先するべき。	御意見として承ります。
同時に親世代の知識も強化する必要性があると思われます。子育て世代はテレビを子供に占領されやすいため、情報を受け取りやすくするため様々な媒体を活用すべき。	第２の３(2)インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援の項目等にあるとおり啓発資料の提供等について記載をしておりますが、広報啓発に利用する媒体の検討において今後の参考とさせていただきます。
第１の２(3)　事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進	
インターネット上における成人向け広告、暴力や自殺に関する広告等の掲載を規制するべき。	インターネット上の広告等の掲載制限については、慎重な検討を要するものと考えており、必要に応じて有識者会議において御意見を伺うなど、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
フィルタリング機能やアプリの技術向上に努めるとともに、これらを無料にするべき。	第３の２　利用を前提とした青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた技術的な青少年保護に係る取組の推進の項目にあるとおり、フィルタリングの性能の向上等に係る民間主導の取組を促進・支援しつつ、第３の１(3)望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及の項目にあるとおり、関係事業者による適切なフィルタリングサービス等の提供を促進してまいります。 なお、無料化に係るご意見は、今後の施策検討における参考とさせていただきます。
第２　青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項	
第２「青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項」及び第６「推進体制等」のみ、１が始まる前のイントロダクションが欠けており、体裁的な面で違和感がある。	御意見として承ります。

第２の１(3)　「ネット上のいじめ」、メンタルヘルスに対する取組等の推進	
生成AIで、個人の写真等を用いて偽・誤情報を作成するいじめが発生する可能性が懸念される。	同項目に記載しているとおり、「ネット上のいじめ」に係る実態把握を行うとともに、関係機関等と連携し、未然防止、早期発見、早期対応につながる取組を行うことや、いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の整備を推進してまいります。
生成AIの利用に年齢制限を設け、こどもが利用できないように規制するべき。	こどもによる生成AIの一律の利用制限については、慎重な検討を要するものと考えており、必要に応じて有識者会議において御意見を伺うなど、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
公的機関や企業が、利用者の年齢制限が設けられている生成AI等をこどもに使わせることのないようにするべき。	各々の機関・企業において、契約や約款を遵守した対応が行われているものと承知しております。
誤った情報などで子供がインターネットで被害を受けた場合の相談機関、問い合わせ先等を保護者に周知するべき。	第２の１(4)青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進（自画撮り、誹謗中傷等への対応）の項目等にあるとおり、相談窓口の周知広報に努めてまいります。
第２の２(4)　インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進	
生成AIによって作られた情報を鵜呑みにしないことや、正しい情報源を確認することを教育に取り入れるべき。また、生成AIを利用する際にも注意しなければならないことを教育するべき。	同項目に記載しているとおり、インターネット上での偽・誤情報の流通・拡散、その他社会的影響の深刻化、生成AIを利用した偽・誤情報の巧妙化、生成の容易化などを踏まえ、生成AIや偽・誤情報への対応を含めた学習コンテンツの開発、作成したコンテンツの効率的かつ、効果的なリーチ手法の検討、実施を図ってまいります。
スマートフォンやインターネットは、適切な使い方をすれば、子ども達の学習の機会を増やすことにも繋がるため、学校等の教育でインターネット・リテラシーに関する内容をより多く取り上げるべき。	第２の１(1)　青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進の項目等にあるとおり、引き続き各学校等における取組を推進してまいります。
第２の３(1)　ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進	
頭ごなしに規制をし過ぎると何も話してくれなくなり被害に遭った時の発見が遅れるため、あくまでも青少年や本人達を否定せず犯罪や暴力的な行為を否定すべき。	はじめにに記載のあるとおり、「オンラインゲームやSNSなど、デジタル空間を居場所と感じるこども・若者も多くなっている」と指摘されていることにも留意し、インターネットに対する青少年の視点や意見を尊重しつつ施策に取り組んでいく必要があると認識しております。また、第２の２(3)　地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援等を推進してまいります。
フィルタリングは、自分が見たくないサイトを遮断できるなど大人が利用してもメリットがあるということを周知すれば、フィルタリングに対する理解が進んで導入する人が増えるのではないか。	第３の１(4)　その他の利用率向上のための検討などの今後の施策検討における参考とさせていただきます。
第２の３(5)　低年齢の子に端末を貸し与える場合の対策	
指針（MVNOにおける青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針）の策定者を記載すべき。	今般の計画においては、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書」の記載に沿い、追記を見送らせていただきましたが、今後の参考とさせていただきます。
第２の４(1)　児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援	
情報リテラシー教育が学習項目として月に数限含まれる形にするのが適していると思われる。	第２の１(1)　青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進の項目等にあるとおり、引き続き各学校等における取組を推進してまいります。
学校などの教育機関のほか、テレビや教育動画サイトなどでも積極的にインターネットリテラシーに関する教育を行うべき。	第２の１(2)　学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進や、第２の２(4)　インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進の項目等に、インターネットリテラシーに関する教育に係る記載をしておりますが、広報啓発に利用する媒体の検討において今後の参考とさせていただきます。
著作権について学ばせるべき。	第２の１(2)　学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進の項目等にあるとおり、引き続き、著作権に関する事項を含めたインターネット・リテラシーの向上施策等を推進してまいります。
第３の１(3)　望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及	
「フィルタリング提供の在り方を判断する為の基準」が、有害性判断に踏み込むものではないのであれば、その旨を追記すべき。	インターネット接続に際し用いられる機器について、どのように連携してフィルタリングを提供するのが望ましいか、というフィルタリングの提供の在り方に関するものであって、青少年有害情報の判断とは異なるため、修正を見送らせていただきました。

第４　青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項	
支援を通じてその団体の考え方、やり方を後押しすることで、事実上、有害性の判断に行政が干渉する運用がなされる可能性があることから、民間団体等の支援に際して、団体の選定プロセス、選定理由、活動実績、評価等の情報を公にすべき。また、その旨追記すべき。	政府による個別の民間団体又は事業者に対する支援に関しては、適切に情報公開が行われるものと承知しております。 また、本計画の施策の実施においては、第１の３⑥有害性の判断への行政の不干渉の項目に記載している考え方を踏まえることになっており、この点は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）においても担保されており、修正を見送らせていただきました。 （御参考：解説） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f71e3886-64d9-4781-9d3a-0d2f07332b82/f97ebf02/policies_youth_kankyou_internet_torikumi_hourei_doc_04.pdf
第４の３　青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援	
インターネットに関する被害にあった際に、こどもが精神的ケアを受けられるような相談場所の情報発信を徹底すべき。	第２の５　社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進に記載あるような機会を捉えて、相談窓口等の広報・啓発に努めてまいります。
第５の１(5)　インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等による子供の性被害の防止に向けた取組の推進	
青少年の保護を最重要視するが、非実在人物の規制など表現の自由を侵害した対策は行われるべきではない。	御意見として承ります。
こどものわいせつ画像を作成できる生成AI（児童ポルノを学習させたAI）及びそれにより生成されたこどものわいせつ画像は取締りの対象とすべき。	御意見として承ります。
保護者は子供の画像が悪用され、将来にわたってインターネット上に残るリスクがあるため、安易に写真を掲載するべきではない。	第２の３(2)インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取り組みへの支援の項目等に記載しているとおり、SNS等の利用上のリスクやインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれることを防ぐ方法、こどものインターネット上の問題に係る相談窓口等について、青少年や保護者への啓発資料を提供してまいります。
第５の３(1)　法の着実な執行その他の総合的な対策実施	
ここでいう「メール」にSNSが含まれるのか不明なため、その定義を脚注等で追記すべき。	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成14年法律第26号）において、「メール」の定義が明らかにされているため、修正を見送らせていただきました。
「迷惑メール」の対象が「いわゆる出会い系サイトやアダルト関係の広告宣伝メール」に限定されているが、闇バイトへの勧誘や詐欺メールのように、より広く青少年に有害なものを対象とし、これらに限定しない記述にすべき。	迷惑メールの定義をこれらのみに限定する趣旨ではないため、修正を見送らせていただきましたが、今後の参考とさせていただきます。
その他	
インターネットやゲーム依存の予防についてもう少し盛り込むべき。	第５の４(1)　有害情報等の社会的影響の調査の項目において、インターネットやスマートフォンの利用がこどもの心身の発達に与える影響を含め、インターネット環境が引き起こす課題を把握・分析し、それらに対応する施策の検討に資する調査を実施することとしました。
子供の権利条約、子供の知る権利、意見を表明する権利に基づいて、こども家庭庁が何か取り決めをする際には、パブリックコメント同様に未成年者にも積極的に意見を聞くべき。	第58回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会に高校生を招き、高校生ICTカンファレンスの最終報告について例年どおり発表いただいたほか、本年７月８日から同月19日までの間、こども若者★いけんぷらすにおいて、スマートフォンやインターネットを使うときのルールに関する御意見を伺い、本計画案策定の参考といたしました。

※とりまとめの都合上、内容等により御意見を適宜集約させていただいております。
※今回の御意見募集の対象とならない内容であるため取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。